

令和4年10月6日
こども未来部こども家庭支援課

子ども医療費助成の対象拡大について

1. 概要

健康保険に加入している児童を養育している区民を対象とした子ども医療費助成の対象年齢を、令和5年度より現行の中学生相当年齢までから高校生相当年齢までに拡大する。実施にあたっては、現行と同様に「所得制限なし、自己負担なし」で実施する。

なお、従来の「マル乳・マル子」に対し、拡大分の医療証は「マル青」表記の予定。

2. 目的

医療費助成の対象年齢を拡大することにより、少子化対策並びに子どもの保健の向上に寄与するとともに、児童福祉の増進を図る。

3. 対象者

高校生等を養育している者であって、以下①②いずれの要件にも該当する者

- ① 区内に住所を有する高校生等を養育している者
- ② 高校生等の疾病又は負傷について、各種医療保険から医療に関する給付が行われる者

※「高校生等」は、15歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を指し、高校に在学しているか否かを問わない。

※高校生等を養育している者

- 高校生等を監護し、これと生計を同じくするその父または母 等
- 高校生等が何人からも監護されておらず、区が必要と認める場合は、当該高校生等本人

4. 年齢拡大による増加分

対象者数 約12,100人増

※「令和4年1月1日現在 住民基本台帳人口調査集計表」より。

※対象年齢拡大により、年間医療費は概算で3億円の増加。

5. 財源の考え方

今回の拡大分（高校生相当分）について、令和5年度からの3年間は、所得制限内の対象者にかかる医療費を東京都が全額補助する。超過する部分の財源については、東京都との4年目以降の財源等の協議が整うまでの間は、区が自主財源で負担をして実施する。なお、4年目以降の財源及び所得制限・自己負担の取り扱いとその財源については、引き続き東京都と協議する。

6. スケジュール(予定)

令和4年 10月 対象者へ申請書発送

交付申請受付

令和5年 3月 医療証作成・発送

4月 マル青開始